

令和 7 年 6 月 25 日 立川市広報プロモーション課

送付文書 計 2 枚

報道機関 各位

新婚・若年世帯の新生活応援

～若者を応援！住み続けたいなるまち、立川～

新婚・若者世帯の新生活を応援する、以下の新たな制度を始めます。

① 結婚新生活支援事業＜結婚に伴う新生活を経済的に支援＞

これから夫婦として新生活をスタートする世帯に結婚に伴う新生活の費用（家賃、引越費用等）を支援します。

＜対象経費＞ 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃貸借費用、新居への引越費用

＜交付上限額＞ 上限 30 万円

＜対象世帯＞ 夫婦共に 39 歳以下、新婚世帯かつ世帯所得 500 万円未満

＜申込期間＞ 令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（予算額に達した時点で終了）

※対象世帯、対象費用について、諸条件や対象外となる場合があります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。



② 市営住宅若年夫婦世帯募集枠新設＜市営住宅の申込区分に「若年夫婦」の区分を新設＞

若年夫婦又は結婚予定世帯の生活を支援するため、新たに市営住宅募集の申込区分に「若年夫婦」の区分を新たに設けました。

＜対象世帯＞ 市内居住１年以上、夫婦または夫婦と子で世帯全員３９歳以下

＜募集世帯＞ ５世帯

＜開始時期＞ ７月募集分より

※市営住宅条例第６条（使用者の資格）を満たすこと。所得要件あり。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

① 結婚新生活支援事業について

立川市政策財務部企画政策課長 五箇野 豊

電話 ０４２—５２３—２１１１（内）２１５８

E-mail kikakuseisaku@city.tachikawa.lg.jp

② 市営住宅若年夫婦世帯募集枠新設

立川市市民部住宅課長 浅見 孝男

電話 ０４２—５２３—２１１１（内）２１４２

E-mail jutaku@city.tachikawa.lg.jp